

湧水町 福祉ガイドブック

【令和 7 年改訂版】



住み慣れたこの町で、
いつまでも安心して暮らしていただくために

湧水町役場長寿福祉課 ・ 健康増進課

～ 目 次 ～

1. 高齢者福祉増進事業

(1) 生活支援型ホームヘルプサービス事業	3
(2) 生活指導型ショートステイ事業	3
(3) 敬老祝金支給事業	4
(4) 「敬老の日」高齢者記念品支給事業	4
(5) 高齢者はり・きゅう等施術助成事業	4
(6) 老人福祉施設への入所	5
(7) 生きがい対応型デイサービス事業	5
(8) 生活支援型移送サービス事業	6
(9) 高齢者訪問給食サービス事業	6
(10) 高齢者者等介護手当支給事業	7
(11) 高齢者等紙おむつ給付事業	7
(12) 緊急通報体制整備事業	7
(13) その他の老人福祉事業	8
(14) 災害時要援護者登録	8

2. 障害者福祉増進事業

(1) 身体障害者手帳	9
(2) 療育手帳	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳	9～10
(4) 自立支援医療の給付	10～11
① 更生医療の給付	10
② 精神通院医療費の給付	10
③ 育成医療の給付	11
(5) 重度心身障害者医療費助成事業	12
(6) 身体障害者等補装具給付事業	12～13
(7) 重度障害者等日常生活用具給付事業	13～14
(8) 特別障害者手当	14
(9) 障害児福祉手当	14
(10) 障害者自立支援給付サービス（身体・知的・精神共通）	15～17
(11) 放課後等デイサービス事業	17
(12) 児童発達支援事業	17
(13) 障害者地域生活支援事業（身体・知的・精神共通）	18
(14) 障害者福祉車両等購入補助事業	18～20
(15) J R 運賃等の割引	20～21
(16) バス運賃の割引	21
(17) 航空運賃の割引	21
(18) タクシー運賃の割引	22
(19) 有料道路の割引	22
(20) 鹿児島県障害者用駐車場利用証制度	22～23
(21) N H K 放送受信料の減免	24

(22) 心身障害者扶養共済制度	24～25
------------------	-------

3. 児童福祉増進事業

(1) 鹿児島県こども総合療育センター	26
(2) 鹿児島県北部児童相談所	26
(3) 鹿児島県医療的ケア児支援センター	26
(4) 湧水町こども家庭センター	26
(5) 児童手当	27
(6) 特別児童扶養手当	27～28
(7) 子ども医療費助成費事業	28～29
(8) 新生児子育て応援給付金	29
(9) 保育の実施	29
(10) 放課後児童健全育成事業	30

4. 母子（父子）の福祉増進事業

(1) 児童扶養手当	31
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	32
(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業	32
(4) ひとり親家庭等医療費助成	33

5. 介護保険事業

(1) 介護保険	33～34
(2) 湧水町地域包括支援センター	35

6. 社会福祉協議会

社会福祉協議会各種事業	36～43
-------------	-------

7. 関連施設

(1) 湧水町子育て支援センター	44
① 子育て支援センター「ぽかぽか」	44
② 子育て支援センター「すくすく」	44

8. 参考資料

福祉施設及び福祉団体一覧表	45
---------------	----

1. 高齢者福祉増進事業

(1) 生活支援型ホームヘルプサービス事業【長寿福祉課】

【目的】

ひとり暮らし高齢者等の居宅に人材を派遣して、買物等の軽易な生活援助サービスを提供することにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。

【利用対象者】

介護保険の要介護認定の結果「自立」として認定されたひとり暮らしの高齢者で、生活の援助を必要とする高齢者及びサービスを必要とする概ね65歳以上の高齢者

【サービスの内容】

- ① 買い物等による食材等の確保
- ② 調理から配膳、洗いまでの援助
- ③ 洗濯、日干し、たたむまでの一連の援助
- ④ 家屋の整理及び整頓
- ⑤ 掃除機かけ、ゴミ出し
- ⑥ 健康や栄養面に関する相談に対しての助言等
- ⑦ その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に関する軽易な日常生活上の援助

【利用料】

- ① サービス提供に要する費用1時間当たり200円とし、1時間を超えた場合は、30分毎に100円を加算した額
- ② サービス提供に伴う原材料費等

【事業委託先】

湧水町社会福祉協議会

(2) 生活指導型ショートステイ事業【長寿福祉課】

【目的】

在宅のひとり暮らしの高齢者等のうち、基本的生活習慣が欠如していたため在宅での自立した生活に不安のある者を養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、軽費老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。

【利用対象者】

要介護の認定で「自立」と認定されたひとり暮らしの高齢者等のうち、基本的生活習慣が欠如している者及び疾病ではないが、体調不良に陥り、在宅生活が一時的に困難になった者若しくはサービスが必要と認められる概ね65歳以上の高齢者

【利用者負担】

- ① 1人1日当たり381円
- ② 入所に要する費用のうち、飲食物費相当額

(3) 敬老祝金支給事業【長寿福祉課】

【目的】

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対し、長寿を祝福して敬老の意を表すため、敬老祝金、敬老節目祝金及び百歳到達祝金を支給します。

【対象者】

本町の住民基本台帳に記載されている方であって、9月1日時点において、満77歳または80歳以上で、引き続き1年以上居住する方

【支給額】

① 満80歳以上、満100歳未満の者	7,000 円
② 満100歳以上の者	10,000 円
③ 満77歳（喜寿）	20,000 円
④ 満88歳（米寿）	30,000 円
⑤ 満99歳（白寿）	50,000 円
⑥ 100歳到達者	100,000 円

【支給方法】

毎年、対象者の指定する口座への振込みにより支給します。

(4) 「敬老の日」高齢者記念品支給事業【長寿福祉課】

【目的】

敬老の日に伴い多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝い、敬老祝金支給と併せて記念品を贈ります。

【対象者】

本町に居住する方で、対象年において満88歳の方

【記念品】

米寿写真

【支給方法】

栗野庁舎、吉松庁舎にて贈呈します。

(5) 高齢者はり・きゅう等施術助成事業【長寿福祉課】

【目的】

本町に居住する高齢者で、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けた場合にその費用の一部を助成します。

【利用対象者】

本町に住所を有する方で満65歳以上の方（月の途中において65歳に達した時は、その達した誕生日の属する月からとします。）

【助成額及び範囲】

助成額は、施術 1 回につき 600 円とし、利用回数は年 2 4 回を限度とします。

(6) 老人福祉施設への入所【長寿福祉課】

【入所の基準】

養護老人ホーム

6 5 歳以上の方で身体若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護する施設

【費用の負担】

入所者本人又はその主たる扶養義務者は、その負担能力（収入及び納税額等）に応じて費用の全部又は一部を負担します。

(7) 生きがい対応型デイサービス事業【長寿福祉課】

【目的】

ひとり暮らしの高齢者等で家に閉じこもりがちな方に対し、通所により各種のサービスを提供することにより、これらの者の社会的孤独感の解消、自立生活の助言及び要介護状態になることの予防を図ります。

【利用対象者】

介護保険の要介護認定の結果「自立」と認定された高齢者のうち家に閉じこもりがちな方及びサービスが必要と認められる概ね 6 0 歳以上の高齢者

【実施日】

毎週月曜日～金曜日

【利用料】

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| ① サービス料 | 一人 1 回当たり | 400 円 |
| ② サービス原材料 | 一人 1 回当たり | 600 円 |

【サービス内容】

- ① 教養講座
- ② 高齢者スポーツ活動
- ③ 園芸・陶芸等の創作活動
- ④ 手芸・木工・絵画等の趣味活動
- ⑤ 日常動作訓練（輪投げ・健康器具等の活動等）
- ⑥ 入浴
- ⑦ 給食
- ⑧ その他（遠足，社会福祉奉仕活動）

【業務委託先】

社会福祉法人智光会 社会福祉法人昭芳会

（８） 生活支援型移送サービス事業【長寿福祉課】

【目的】

生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを提供することにより、在宅高齢者の自立した生活を支援することを目的としています。

【利用対象者】

生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方

【実施日】

生きがい対応型デイサービス事業及びショートステイ事業の利用日

【サービス内容】

自宅とデイサービス及びショートステイの提供を受ける施設間の送迎

【業務委託先】

社会福祉法人智光会 社会福祉法人昭芳会

（９） 高齢者訪問給食サービス事業【長寿福祉課】

【目的】

ひとり暮らし又は夫婦暮らし等の高齢者及び重度の身体障害者に毎日の食事を訪問配食することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに自立した生活の維持や安否の確認、地域との交流及び孤独感の解消等を図ります。

【利用対象者】

住民基本台帳に記載されている方のうち、ひとり暮らし又は夫婦暮らし等で身体が虚弱でなお概ね65歳以上の高齢者及び重度の身体障害者で食事の調理が困難な方

【実施日】

事業実施日は、原則として次に掲げる以外の日

12月29日から翌年1月3日までの日

【実施回数】

事業の配食は、1日2食（昼食及び夕食）とし、居宅まで配食します。

【費用の負担】

利用者が負担する費用は、1食につき500円

【事業委託先】

湧水町社会福祉協議会

（10） 高齢者等介護手当支給事業【長寿福祉課】

【目的】

本町に居住する介護が必要な高齢者等を長期にわたり介護している方に、介護手当を支給することにより、高齢者等の介護及びその家族の介護負担の軽減を図り、もって福祉サービスの充実と在宅福祉の向上を図ることを目的としています。

【支給対象者】

居宅において引き続き3か月以上常時介護を要すると見込まれる状態であって、要介護認定の区分が要介護2以上、又は障害支援区分が区分5以上の方を3か月以上介護している方に支給します。ただし、申請時において、本町の住民基本台帳に記載されている方

【支給額及び支給方法】

月額 12,000 円 年4回（5月・8月・11月・2月）に分けて支給します。

（11） 高齢者等紙おむつ給付事業【長寿福祉課】

【目的】

常時紙おむつ又は尿とりパットの使用が必要である本町に住所を有する高齢者等が快適な日常生活を送れるように、また、介護にあたる方の負担を軽減し、福祉の向上及び精神的安定を図ることを目的としています。

【給付対象者】

申請時において、本町に引き続き3か月以上居住する20歳以上の方で本町の住民基本台帳に記載されていて、次の要件に該当する場合支給します。

- ① 3か月以上の寝たきり、認知症等の状態にあり、かつ、失禁のある方
- ② 医療機関、施設等に入院又は入所していない方
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する方
- ④ 要介護3以上、障害支援区分5以上又は日常生活自立度による判定(障害ランクB以上・認知症ランクⅢ以上)を受けている方

【給付内容】

紙おむつ等購入券(月額3,000円)
町内取扱店において購入



（12） 緊急通報体制整備事業【長寿福祉課】

【目的】

本町に居住するひとり暮らしの高齢者、身体障害者等に対し緊急通報装置を貸与し、緊急時の連絡体制を整備することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としています。

【利用対象者】

概ね65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯、又は重度心身障害者のみの世帯

【事業内容】

緊急通報装置の貸与

【設置費用】

全額町負担

(13) その他の老人福祉事業【長寿福祉課】

- ① 金婚式対象者へのお祝い
- ② 各老人クラブ運営費の助成

(14) 災害時要援護者登録【長寿福祉課】

【目的】

ひとり暮らしの高齢者や障害をもつ方など，日常生活のなかで手助けを必要とする人に対して緊急時及び災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

災害時要援護者の中で，登録を希望された方について，町が支援に必要な情報を把握する台帳（災害時要援護者登録台帳）を作成します。

【登録】

台帳への登録にあたっては，本人申請又は民生委員等地域の方の協力をいただきながら，個別訪問等により行います。

作成された台帳を基に，要援護者避難支援名簿を作成し，各地区（自主防災組織），消防団，民生委員等にお渡しし，災害時の支援体制を整えるために活用していただきます。



【個人情報保護】

台帳には，個人情報に掲載されますので，情報提供をしても良いというご本人の同意が必要になります。

なお，これらの情報については災害対策以外には使用しないものとし，適正な管理を行います。



2. 障害者福祉増進事業

(1) 身体障害者手帳【長寿福祉課】

【目的】

補装具、更生医療の給付、施設への入所、税の減免、J R、バス、航空運賃の割引等医学的、経済的、社会的な援助を目的とした身体障害者福祉法上の各種制度を利用するための、いわば身体障害者であることの証票として交付するものです。

【対象者】

身体障害者福祉法に基づき障害内容に該当する障害のある方（満18歳未満の方を含む）

【援助措置】

更生医療の給付、重度心身障害者医療費の助成、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付・貸与、障害基礎年金・特別障害者手当・障害児福祉手当等の給付、J R・バス・航空・タクシー運賃の割引、有料道路の料金割引、所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、NHK放送受信料の減免、身体障害者施設への入所及び障害者自立支援法サービスの利用等の援助処置が受けられます。

(2) 療育手帳【長寿福祉課】

【目的】

知的障害者（児）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、福祉の増進に資することを目的としています。

【対象者】

児童相談所又は知的障害者更正相談所の判定を受けた障害者で、次の障害に該当する方

A 1 …… I Q 2 0 まで（最重度） A 2 …… I Q 3 5 まで（重 度）

B 1 …… I Q 5 0 まで（中 度） B 2 …… I Q 7 5 まで（軽 度）

※ただし、身体障害者手帳と違い程度により交付後2～10年毎に障害の確認が必要

【援助措置】

重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、障害基礎年金・特別障害者手当・障害児福祉手当等の給付（日常動作に著しい障害が認められる者に限る）、J R・バス・航空・タクシー運賃の割引、有料道路の料金割引、所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、NHK放送受信料の減免、知的障害者施設への入所及び障害者総合支援法サービスの利用等の援助処置が受けられます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳【長寿福祉課】

【目的】

精神障害者に対し、一貫した指導・相談を行うとともに援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、福祉の増進に資することを目的としています。

【対象者】

精神疾患等により、日常の生活に支障がある方で、精神保健福祉法に基づき障害内容に該当する障害のある方（満18歳未満の方を含む）

※ただし、他の障害者手帳と違い有効期間が定められ、2年毎に更新手続きを要します。これは、精神障害が疾患に起因し、治療により改善される可能性があるためです。

【援助措置】

障害基礎年金認定のための証明、JR、バス・タクシー運賃の割引、所得税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免（1級のみ）、及び障害者自立支援法サービスの利用等の援助処置が受けられます。

（4） 自立支援医療の給付【長寿福祉課】

① 更生医療の給付

【目的及び更生医療の範囲】

身体障害者（身体障害者手帳所持者）の障害を軽くし、除去する手術等身体障害者の更生に必要な医療であり、職業能力の増進や日常生活を容易にすることを目的としています。（人工透析や心臓手術等に要する医療費の給付など）

【対象者】

18歳以上の身体障害者が対象

【給付の内容】

医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人負担分）を給付の対象とします。

※ただし、利用しようとする者が属する世帯に一定以上の所得がある場合には対象となりません。

【費用負担】

原則1割負担（所得に応じて上限額あり）とし、直接医療機関へ支払います。

【その他】

手術等の緊急の場合は、事前に申請が必要です。

（更生医療適用日の午後5時までに県に通知が必要）

② 精神通院医療費の給付

【目的及び精神通院医療の範囲】

精神障害者及び精神疾患患者の通院に係る費用の一部を公費で負担することで、経済的負担を軽減し、必要な医療を充分に受けることにより自立した生活と社会参加を実現することを目的としています。

【対象者】

精神疾患等により継続して通院等による治療が必要と認められる方（入院治療は対象外）

【給付の内容】

精神疾患等の治療に必要な医療（薬剤処方，デイケア含む）に対して県が公費負担を給付します。

※ただし，利用しようとする者が属する世帯に一定以上の所得がある場合には対象となりません。

【費用負担】

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）とし，直接医療機関へ支払います。

③ 育成医療の給付

【目的および育成医療の範囲】

身体に障害のある 18 歳未満の児童に対し，当該障害を除去し，または軽減し，生活能力を得るために必要な医療費を給付します。

【対象者】

身体に障害のある児童又は存在する疾患がこれを放置すれば将来障害に至ると認められる児童であって，確実な治療効果が期待できる方

【給付の内容】

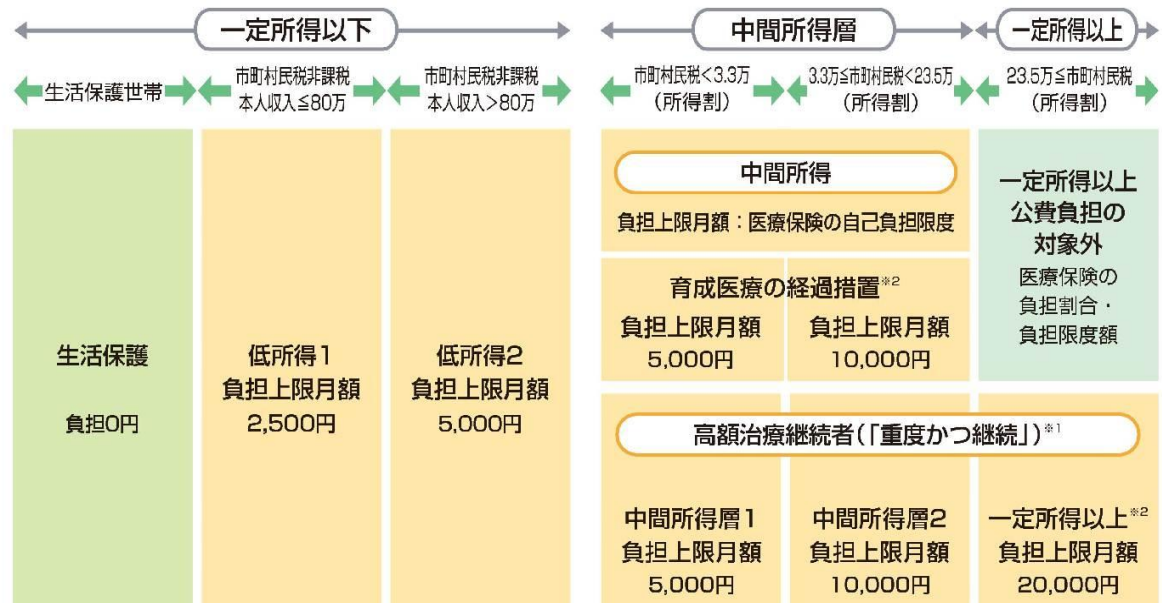
診察および薬剤の支給・治療材料（治療用装具）の支給・医学的处理，手術及びその他の治療並びに施術，病院又は診療所への収容，看護，移送。

※ただし，利用しようとする者が属する世帯に，重度かつ継続に該当しない一定以上の所得がある場合には対象となりません。

【費用負担】

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定（これに満たない場合は 1 割）。

また，入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※ 1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については，以下のとおりです。

① 疾病、症状等から対象となる者。

● 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）。

● 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは実物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な治療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず，高額な費用負担が継続することから対象となる者（医療保険の多数回該当の者）。

※ 2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置があります。

（５） 重度心身障害者医療費助成事業【長寿福祉課】

【趣旨】

重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するため、重度心身障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し助成を行います。

【対象者】

本町に住所を有する方で次の各号の条件を満たす方。ただし、社会福祉施設等（※条件あり）に入所し、町外に住所を移した方については、町内に住所を有する方とみなします。

- ① 身体障害者手帳１級・２級に該当する障害を有する方
- ② 知的指数が３５以下と判定された方（療育手帳Ａ１・Ａ２等）
- ③ 身体障害者手帳３級に該当する障害を有し、かつ知能指数が５０以下と判定された方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳１級に該当する障害を有する方（通院医療のみ対象）

【助成】

対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金に対して助成します。ただし、次の各号に掲げる給付がなされるときは一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じて支給します。

- ① 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- ② 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費
- ④ 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療費に係る給付

○鹿児島県内医療機関：自動償還払い方式（令和６年７月診療分～）

○鹿児島県外医療機関：保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して６月以内に支給申請の必要があります。

※自動償還払いとは、対象者が保険医療機関でいったん支払った自己負担額のデータを保険医療機関から国民健康保険団体連合会を經由して居住市町村に送ることにより、自動的に振り込まれる方式

（６） 身体障害者等補装具給付事業【長寿福祉課】

【目的】

身体障害者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、障害者等の職業その他の日常生活の能力の向上を図ることを目的として支給します。ただし、介護保険と同種の場合、介護保険受給者（受給されると見込まれる者）は、介護保険法が優先されます。

【対象者】

身体障害者手帳の所持者で、障害のために失われた身体部位や損なわれた身体機能が補装具によって改善される方

【給付の種類】

視覚障害者用……………盲人安全つえ，義眼，眼鏡

聴覚障害者用……………補聴器等

肢体不自由者用……………義肢，装具，車いす，電動車いす，頭部保護帽，歩行補助つえ，姿勢保持装置等，重度障害者用意思伝達装置，歩行器

【費用負担】

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）とし，直接業者へ支払います。

※平成 22 年 4 月から低所得（住民税非課税）の障害者等は無料。

（7） 重度障害者等日常生活用具給付事業【長寿福祉課】

【目的】

在宅の重度の障害者及び障害児に対し，日常生活を容易にするための浴槽・便器等の日常生活用具の給付を行います。

【対象者】

対象となる障害者及び障害児は以下のとおりです。また，障害の内容により給付の制限があります。

① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方

② 療育手帳 A 1 又は A 2 を所持する方

⑤ 精神保健福祉手帳 1 級を所持する方

⑥ 上記に掲げる者と同等の障害を有すると町長が認める方

ただし，介護保険と同種目の場合，介護保険受給者（受給されると見込まれる者）は，介護保険法が優先されます。

【給付の種類】

給付……介護・訓練用支援

特殊マット，特殊寝台，特殊尿器，入浴担架，体位変換器，
移動用リフト，訓練イス，訓練用ベッド

自立生活支援

入浴補助用具，便器，T 字状・棒状のつえ，移動・移乗支援用具，
頭部保護帽，特殊便器，火災警報機，自動消火器，電磁調理器，
聴覚障害者用屋内信号装置，歩行時間延長信号機用小型送信機

在宅療養等支援

透析液加湿器，ネブライザー（吸入器），電気式たん吸引器，酸素ボンベ
運搬車，視覚障害者用体温計，視覚障害者用体重計，発電機又はバッテ
リー

情報意思疎通支援

携帯用会話補助装置，情報・通信支援用具，点字ディスプレイ，
点字器，点字タイプライター，視覚障害者用ポータブルレコーダー，
視覚障害者用活字文書読み上げ装置，視覚障害者用拡大読書器，
視覚障害者用時計，聴覚障害者用通信装置，聴覚障害者用受信装置，人工
喉頭，視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）

排泄管理支援

ストマ用装具，紙おむつ等，収尿器

住宅改修

居宅生活動作補助用具

【費用負担】

原則 1 割負担（所得に応じて上限額あり）とし，直接業者へ支払います。

（８） 特別障害者手当【長寿福祉課】

【目的】

障害者の所得保障の一環として，障害者の自立生活の基盤を確保するため，在宅の特別障害者に対し，著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し，特別障害者の福祉の増進を図ります。

【対象者及び支給要件】

- ① 精神又は身体に国民年金法における 1 級程度の障害が重複する重度の障害があるため，日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方
- ② 20 歳未満の者には，障害児童手当が支給されます。
- ③ 老人ホーム等の入所者及び病院又は診療所に継続して 3 か月を超えて入院している方は除く
- ④ その他，本人，配偶者，扶養義務者の所得により支給制限があります。（支給停止）

【支給額等】

一人につき月額 29,590 円（R7）。手当では毎年 2 月，5 月，8 月，11 月にそれぞれ前月分までの 3 か月分を支給します。

（９） 障害児福祉手当【長寿福祉課】

【目的】

20 歳未満であって重度の障害にあるため，日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に手当を支給し，その福祉の増進を図ります。

【対象者及び支給要件】

- ① 20 歳未満の方
- ② 所得制限は特別障害者と同じ
- ③ 施設の入所児等は除く

【支給額等】

一人につき月額 16,100 円（R7）で支給方法は特別障害者手当と同じ

(10) 障害者自立支援給付サービス（身体・知的・精神共通）

【長寿福祉課・健康増進課】

【目的】

障害のある者が自立した生活と社会参加を実現するため、障害別や程度に応じた各種援護、各種福祉サービスを提供します。

【対象者】

- ① 町内に居住する全ての障害者（訓練等給付）
- ② ①のうち障害支援区分1～6の認定を受けた方（介護給付）
- ③ 何らかの支援を要する児童（②の障害支援区分認定は不要）

【給付サービスの内容】

障害者総合支援法に基づき、給付されるサービスは以下のとおりです。

給付種類	系列	サービス名	内 容
介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄，食事などの介助を行います。
		重度訪問介護	重度の障害がある方に対し，自宅で入浴や排泄，食事などの介助や外出時の移動の補助等を行います。
		同行援護	視覚障害により，移動に著しい困難を有する人が外出するとき，必要な情報提供や介護を行います。
		行動援護	知的障害や精神障害により単独での行動が困難で常に介護を要する方に行動のための必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
		重度障害者等 包括支援	常時，高度の介護が必要と認められる方に対し，居宅介護などのサービスを包括的に提供されます。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などにより介護が困難な状況に陥ったときに，短期間施設へ入所して，介護を受けることができます。
		療養介護	医療が必要な障害者で，常に介護を要する方に，医療機関で機能訓練や療養上の管理，看護，介護を行います。
		生活介護	常に介護が必要な方に，施設で入浴や排泄，食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する方に入浴や排泄，食事の介護などを提供します。
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会参加ができるように，一定期間における身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業へ就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行います。

訓練等給付	訓練系・就労系	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を与えるとともに能力向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を与えるとともに能力向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	居住支援系	自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間定期的な居宅訪問等の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を行います。
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援	児童発達支援等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。これに併せて肢体不自由のある児童に対して治療を行う。
		放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
		保育所等訪問支援	保育所等、乳児院・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行います。
		医療型障害児入所施設	施設入所または、指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能付与、治療を行います。

【費用の負担】

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は19ページに記載してあります。

このほか、様々な利用者負担軽減の対策が講じられています。

児童発達支援の利用者負担額は、状況に応じて町で負担する場合があります。

（11）放課後等デイサービス事業【健康増進課】

【目的】

障害のある就学児童、生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、学校外での集団生活や子供の特性に応じた活動による自立支援を図ることを目的としています。

【対象者】

小学校、中学校及び高校に就学している障害児

【費用の負担】

費用の負担は、障害者自立支援給付サービスの費用負担と同様になります。

（12）児童発達支援事業【健康増進課】

【目的】

児童発達支援事業所等において、日常生活における基本的動作や知識技術を習得するためのサポートや、集団生活への適応訓練などの支援を行うことを目的としています。

【対象者】

小学校就学前の障害児

【費用の負担】

費用の負担は、障害者自立支援給付サービスの費用負担と同様になります。ただし、町内居住者が、町内の事業所を利用する場合、状況に応じて利用者負担はありません。

(13) 障害者地域生活支援事業（身体・知的・精神共通）【長寿福祉課】

【目的】

障害者総合支援法の施行に伴い、施設型福祉から地域福祉へ移行する中、障害者が地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援給付では提供できないサービスを補う形で提供することで、障害者の自立と社会参加を促すことを目的としています。

【対象者】

町内に居住する全ての障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を対象とします。

ただし、サービスを提供する事業所が近隣にないため、受けられないサービスもあります。

【給付の内容】

本町で実施している地域生活支援事業のサービスは、以下のとおりです。

- ① 相談支援事業 ： 障害者や家族の相談（生活・就業等）に応じます。
利用者負担はありません。
- ② 日常生活用具給付事業 ： 日常生活の利便をはかるための用具を給付します。
※詳細は「重度障害者等日常生活用具給付事業」の欄を参照ください。
- ③ コミュニケーション支援 ： 手話通訳者等を派遣する事業などを行います。
利用者負担はありません。
- ④ 移動支援事業 ： 外出時の円滑な移動を支援します。
利用者負担は1割負担。
- ⑤ 日中一時支援事業 ： 障害者（児）に創作活動又は生産活動の機会の提供と社会との交流促進の場を設けます。
- ⑥ 障害者（児）訪問入浴サービス事業 ： 障害者（児）の居宅に訪問入浴車を派遣し、利用者の家族等の立ち会うことを条件として、組立式浴槽を使用して入浴を行います。
利用者負担はありません。
※利用するには、要件を満たす必要があります。

(14) 障害者福祉車両等購入補助事業【長寿福祉課】

【目的】

在宅で生活している障害者等の外出を支援するために必要な車いす仕様等の車両（福祉車両）等を購入又は改造に要する費用の一部若しくは、障害者福祉車両に改造する費用の一部を補助し、障害者の福祉の向上を図ります。

【補助対象者等】

要介護身体障害者（注1）及び要介護身体障害者と同一の世帯に属する者（障害者世帯）並びに福祉サービスを実施している社会福祉法人等（NPO法人を含む。）で、次の対象者分類ごとに示す、すべての要件に該当するもの

- ① 障害者世帯
 - ア 住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に登録されている方で、町内に1年以上居住している方
 - イ 当該者の属する世帯全員に町税の滞納がない方

② 福祉法人等

- ア 町内に事業所を設置し，３年以上福祉サービスを実施しているもの
- イ 本町に主たる事務所を置くもの
- ウ 町税の滞納がないもの
- エ 福祉サービス利用者の２分の１以上が本町の住民基本台帳に登録されている者で，町内に１年以上居住していること

（注１）要介護身体障害者とは，身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行規則の規定により，身体障害者手帳の交付を受けている方で，次のいずれかに該当する方

- ア 下肢の障害者で，１級又は２級の方
- イ 体幹の障害者で，１級又は２級の方
- ウ 下肢及び体幹の重複障害者で，１級又は２級の方

【補助対象車両及び補助金額】

対象車両及び補助金額は，下表のとおりです。

- ① 障害者世帯については，主に要介護身体障害者のための通院又は通所に利用することを原則とします。また，福祉法人等については，主に福祉サービス利用者の送迎に利用することを原則とします。
- ② 車両は，１世帯につき１台，１福祉法人等につき１台に限ります。
- ③ 購入後６年間は，譲渡，交換，廃棄，貸付け又は担保に供してはなりません。ただし，町長が認めた場合はこの限りではありません。

対 象			補助金額
障害者世帯	新車購入	福祉車両 1 台当たり	100,000 円
		その他 1 台当たり	20,000 円
	改造費用	1 台当たり	100,000 円
	中古車購入 (福祉車両に限る)	初年度登録から 3 6 か月以内 1 台当たり	50,000 円
		初年度登録から 3 7 か月以上 1 台当たり	25,000 円
福祉法人等	新車購入	福祉車両・その他・一般車両 1 台当たり	上限 200,000 円
	中古車購入 (福祉車両・その他・一般車両)	初年度登録から 3 6 か月以内 1 台当たり	上限 100,000 円
		初年度登録から 3 7 か月以上 1 台当たり	上限 50,000 円
障害者世帯又は福祉法人等	障害者福祉車両に改造する費用		上限 100,000 円
購入経費又は補助基準額 3 0 万円のいずれか少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額			

備考

- 1 「福祉車両」とは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）の規定に該当する装置を備えており、消費税が非課税の車いすと車いすの方を乗せられる自動車とします。
- 2 「その他」とは、助手席回転シート又は回転スライドシートのみを備えており、消費税が課税される自動車とします。
- 3 「一般車両」とは、福祉サービス利用者を送迎できる自動車とします。

【申請方法】

補助金の交付を受ける場合は、車両を購入する前に、湧水町障害者福祉車両等購入費補助金交付申請書に次の書類を添付し提出してください。

- ① 福祉車両等購入計画書
- ② 福祉車両等の購入に係る業者の見積書の写し
- ③ 住民票、町税等の滞納がないことを証明する書類等（個人、法人により異なりますので、事前に問合せください。）

【補助金の交付】

補助金の交付は、福祉車両購入後に実績報告書に次の書類を添えて提出し、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められた場合に交付されます。

- ① 福祉車両等の購入に係る契約書等の写し
- ② 福祉車両等の購入費に係る領収書等の写し
- ③ 割賦購入等の場合は、補助対象経費分以上の領収書等の写し
- ④ 福祉車両等の自動車検査証の写し
- ⑤ 福祉車両等の状態の分かる写真等
- ⑥ 湧水町障害者福祉車両等購入費補助金交付請求書

(15) JR運賃等の割引【長寿福祉課】

【目的】

身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者、聴覚又は平衡機能障害者、音声機能言語機能又はそしゃく機能障害者及び肢体不自由者（18歳未満の者を含む）、療育手帳の交付を受けている知的障害者で、次に掲げる種類の障害に応じて割引の範囲が異なります。

第1種障害者

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の方
- ② 両眼の視力がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損率90パーセント以上の方
- ③ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声を理解し得ない方
- ④ 両上肢を中指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った方
- ⑤ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された方
- ⑥ 体幹の機能障害に起居、移動の困難な方
- ⑦ 心臓、腎臓、呼吸器又は小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制

限される方

- ⑧ ぼうこう又は直腸の機能障害により、家庭内での日常生活が著しく制限される方
- ⑨ 障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記に準ずる方
- ⑩ 重度の知的障害者（療育手帳A1・A2該当者）
- ⑪ 重度の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級該当者）

第2種障害者

第1種以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者

【割引】

JRの経営する鉄道、航路及び自動車線等に乗車船する場合、販売窓口には身体障害者手帳を呈示すると運賃が5割割引されます。

区 分	割引乗車券の種類	取扱区分
第1種身体（知的）障害者 （介護人付）	普通乗車券 定期回数券 回数乗車券 急行券	全線
第2種身体（知的）障害者 （単独）	普通乗車券	片道100km以上
12歳未満の第2種身体障害者 とその介護者	定期回数券	

※第1種身体障害者は障害者1人に対して1人の介護をつけることができます。

※自動車線の定期乗車券については3割引。

(16) バス運賃の割引【長寿福祉課】

【対象者】

身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

【割引内容】

県内を走る路線バスの運賃が5割引（定期券は3割引）となります。

※第1種の場合 本人及び介護人

※第2種の場合 本人のみ

※割引の取扱いについては、各バス会社によって異なる場合があります。

(17) 航空運賃の割引【長寿福祉課】

【対象者】

満12歳以上の方で、

① 身体障害者手帳（第1種）本人と介護者（1名）

② 療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印が捺印されている方と介護者（1名）

③ 身体障害者（第2種）本人

④ 療育手帳に「航空割引・本人」の証明印が捺印されている方

【割引内容】

国内航空各社の国内定期路線区間で普通大人片道運賃の25～37%が割引されます。

※割引の取扱いについては、各航空会社によって異なる場合があります。

(18) タクシー運賃の割引【長寿福祉課】

【対象者】

身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

【割引内容】

原則として10%割引となります。

※割引の取扱いについては、各タクシー会社によって異なる場合があります。

(19) 有料道路の割引【長寿福祉課】

【対象者】

- ① 身体障害者自ら運転する場合
- ② 重度(JRにおける第1種)の身体障害者、知的障害者を乗せて介護人が運転する場合

【割引内容】

料金の50%が割引されます。(1人1台に限ります。(自家用・個人名義), ETC登載車も可)

※軽トラックは対象外

(20) 鹿児島県障害者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)

【長寿福祉課】

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

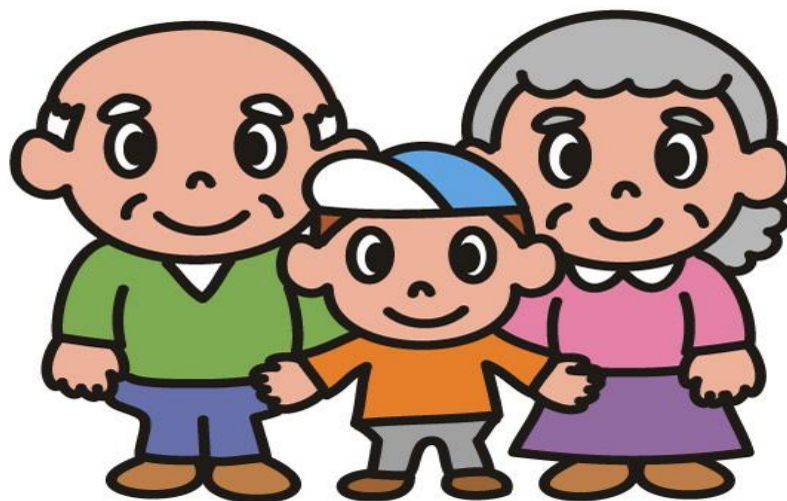
この制度に賛同する施設の身障者用駐車場で利用できます。

施設名は申請窓口や県のホームページでご確認ください。

利用できる駐車場



●身体障害者の方 *身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定します*				有効期間
視覚障害			1 級～ 4 級	5 年
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		(対象外)	
	平衡機能障害		3 級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			(対象外)	
肢体不自由		上 肢	1 級・ 2 級	
		下 肢	1 級～ 6 級	
		体 幹	1 級～ 3 級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・ 2 級	
		移動機能	1 級～ 3 級	
	心臓機能障害			
じん臓機能障害			1 級・ 3 級	
呼吸器機能障害			1 級・ 3 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害			1 級・ 3 級	
小腸機能障害			1 級・ 3 級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害			1 級～ 3 級	
肝臓機能障害			1 級～ 3 級	
●知的障害者の方		療育手帳の障害の程度欄が「A」,「A 1」又は「A 2」の方		1 年未満
●精神障害者の方		精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」の方		
●高齢者の方		介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護 2～5」の方		
●難病患者の方		特定疾患医療受給者証をお持ちの方		
◆妊産婦の方		妊娠 7 か月～産後 3 か月 *出産予定日の 4 か月前から申請できます*		
◆けが人の方		骨折等による車いす・杖等の使用期間		



(21) NHK放送受信料の減免【長寿福祉課】

【対象及び減免】

次に掲げる世帯のNHK放送受信料が申請により、減免になります。

① 全額免除

生活保護受給者

障害者の方を世帯構成員に有する場合（受信契約者は世帯構成員のいずれかの方）

対象者	内容
身体障害者 知的障害者 精神障害者	身体・知的・精神障害者を含む世帯構成員全員の市町村 民税が非課税

② 半額免除

重度の戦傷病者

障害者の方が世帯主の場合（受信契約者は世帯主）

対象者	内容
身体障害者	・視覚障害者，聴覚障害者 ・障害等級が1級または2級の重度障害者
知的障害者	・障害等級がA1またはA2の重度障害者
精神障害者	・障害等級が1級の重度障害者

③ その他

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援

ア 対象世帯

生活保護受給世帯，受信料全額免除世帯

イ 内容

簡易なチューナーの無償給付（テレビの給付は無し）

アンテナ工事が必要な場合はその支援

(22) 心身障害者扶養共済制度【長寿福祉課】

【目的】

心身障害者を持つ保護者が相互扶助の精神に基づき一定の掛金を拠出しておき，保護者が死亡又は重度の障害者となった場合，心身障害者に年金を支給することにより，心身障害者の生活安定と福祉の増進を図ります。

【対象】

① 加入資格

ア 心身障害者を扶養する保護者で年齢が65歳（毎年4月1日現在）未満の方

イ 県内に住所があること

ウ 加入限度は，障害児（者）一人につき2口まで

② 心身障害児（者）の範囲

ア 知的障害児（者）

イ 身体障害児（者）（1級～3級までの手帳所持者）

ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する障害児（者）で1又は2と同程度の障害

者と認められる方(脳性まひ、血友病、精神病、自閉症、進行性筋萎縮症など)

〔掛金(附加)の額(新規)〕

加入(附加)時の年齢	掛金月額
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

〔負担割合〕

区分	県	町	加入者
生活保護世帯	4.5/10	4.5/10	1/10
町民税 非課税世帯	3/10	3/10	4/10
その他の世帯	0	0	10/10
口数追加	0	0	10/10

※ 平成20年4月以降の掛金

〔給付金〕

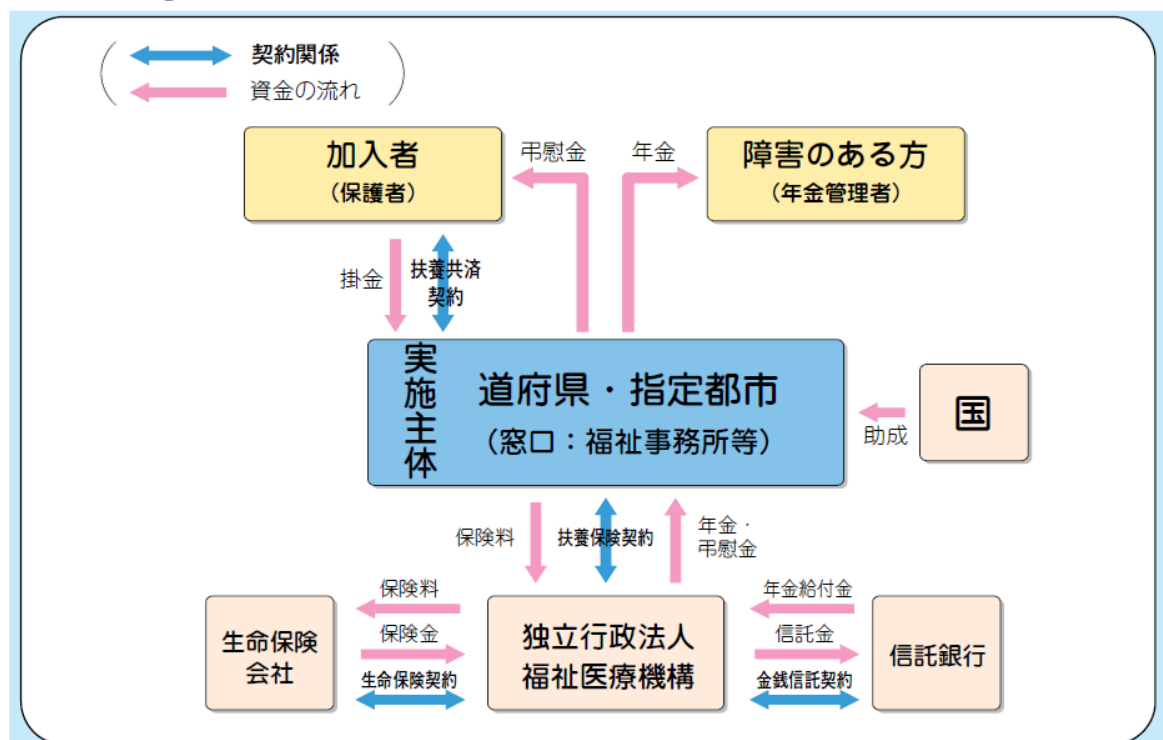
加入者(障害者の扶養者)が死亡、又は重度障害者となった場合

年金	1口加入者	月々20,000円(年額24万円)	加入者死亡 重度障害
----	-------	-------------------	---------------

障害者が死亡した場合

弔慰金	加入期間が1年以上5年未満の者	50,000円	障害者死亡
	加入期間が5年以上20年未満の者	125,000円	
	加入期間が20年以上の者	250,000円	

【制度の概要図】



3. 児童福祉増進事業

(1) 鹿児島県こども総合療育センター【健康増進課】

TEL : 099-265-0005

【目的】

こどもの心身の発達に関する保護者や地域からのさまざまな相談に応じるほか、発達障害、知的障害、肢体不自由又はその疑いのある子どもを対象に、医師が診断を行う機能、専門職種が療育を行う機能、保健師などが関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持った公的機関です。

【基本理念】

- ① 障害の早期気づき・早期支援
- ② 医療、保健、教育、福祉の連携による療育の実践
- ③ 生活の場である地域における療育の推進

(2) 鹿児島県北部児童相談所【健康増進課】

TEL : 0996-21-3150

【業務内容】

子どもの福祉の推進を図るため、児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じています。また、必要な場合には子どもの一時保護や、児童保護施設又は里親への措置も行っています。

(3) 鹿児島県医療的ケア児支援センター【健康増進課】

TEL : 099-814-7418

【業務内容】

医療的ケア児及びその家族等からの電話・メール・来所などによる相談対応を一元的に担うほか、地域の医療・保健・福祉・教育などの関係機関等への情報提供や連絡調整を行います。また、保護者や支援者などを対象とした研修なども行っています。

(4) 湧水町こども家庭センター【健康増進課】

TEL : 0995-74-3222 (直通)

【業務内容】

湧水町の全ての妊産婦と子育て世代、子どもへの支援体制をより充実・強化するために、健康増進課内に「こども家庭センター」を設置しました。

これまでの子育て支援（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の意義や機能を維持した上で組織を見直し、連携を強化することにより、妊婦さんや子育て中のお母さん、お父さん、ご家族の方が安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目なく支援を行います。また、妊娠・出産・子育て等に関するさまざまな相談に応じます。少しでも不安な気持ちがある時には、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

(5) 児童手当【健康増進課】

【目的】

児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定・次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

【対象及び支給要件】

高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

【支払額】

子ども1人につき

3歳未満・・・・・・・・・・月額15,000円（第3子以降は月額30,000円）

3歳以上・・・・・・・・・・月額10,000円（第3子以降は月額30,000円）

【所得制限】：撤廃

【支給月】：年6回の支給（偶数月）

(6) 特別児童扶養手当【健康増進課】

【目的】

精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に特別児童扶養手当を支給することにより福祉の増進を図ることを目的としています。

【対象及び支給要件】

次に定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童を監護する父若しくは母又は父若しくは母に代わって児童を養育しているもの

【支給額】

支給対象児童1人につき

1級・・・・・・・・・・56,800円（R7）

2級・・・・・・・・・・37,830円（R7）

【支給制限】

次のいずれかに該当するときは、支給が制限されます。

- ① 児童自身の障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき
- ② 児童が児童福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子の入所を除く）に入所しているとき
- ③ 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

1級

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ② 両耳の聴力損失が100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑩ 精神障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑪ 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害の障害が重複する場合であって、その状態が前各号の同程度の以上と認められる程度のもの

2 級

- ① 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- ② 両耳の聴力損失が 90 デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ 咀嚼機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢の親指及び人指し指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢の親指及び人指し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰ 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【支払期日】

4 月， 8 月， 1 1 月にそれぞれ前月分までを支払います。



(7) 子ども医療費助成費事業【健康増進課】

【目的】

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持促進を図るため子どもに係る医療費を助成します。

【支給要件・対象児童】

町内に住所を有する子ども（高校修了まで）で、健康保険制度（国保、社保）を利用して医療を受けた場合（法令や制度により医療給付を受けた場合を除く）であること。

【給付内容】

健康保険制度を利用して医療を受けた場合、治療費の自己負担額(付加給付金を除く)の全額を助成します。

（８）新生児子育て応援給付金【健康増進課】

【目的】

湧水町の若年人口の増加及び定住化を促進するため、新生児子育て応援給付金を支給し、湧水町の活力ある町づくりに資することを目的としています。

【支給要件】

次のすべての要件に該当する世帯を対象に給付します。

- ① 母親が新生児出産以前から本町に住所を有し、居住していること
- ② 母子ともに給付金申請時において本町に住所を有し、居住していること
- ③ 保護者及びその世帯員に町民税等の未納がないこと
- ④ 給付金支給後も本町に定住する意思があること

【給付額】

第1子目 10万円、第2子目 20万円、第3子目以降 30万円

（９）保育の実施【健康増進課】

【目的】

保育所は保護者が労働に従事し、あるいは疾病にかかっているなどのために家庭において十分に保育することができない児童を家庭の保護者にかわって一般家庭と同様に保育することを目的としています。

【保育の実施基準】

保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することが出来ないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものです。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑦ 町長が認める前各号に類する状態にあること。

【保育所利用料】

町内に住所を有し、居住している子ども及び保護者で湧水町から入所に関して認定

を受けている場合、保育所利用料は無償です。

※延長保育料や行事費等はこれまでどおり保護者負担となります。

(10) 放課後児童健全育成事業【健康増進課】

【目的】

小学校1年生から6年生の児童で、放課後帰宅しても、保護者（父・母）が就労などで、留守等になる家庭の子ども達を授業終了後に一定時間、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

【対象児童】

事業を利用することができる児童は、本町に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童で、その保護者が次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤ 親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、明らかに児童を養育することができないと認められる状況にあること。
- ⑧ 町長は、児童の健全育成上、指導の必要性があると認める場合は、前各号に規定する児童以外の児童に事業を利用させることができます。

【実施場所】

栗野地域……栗野小学校区	くりの学童クラブ	旧栗野幼稚園
上場小学校区	うわば学童クラブ	上場地区農業構造改善センター
轟小学校区	とどろき学童クラブ	轟地区農事集会所
幸田小学校区	かがやき学童クラブ	かがやき保育園

吉松地域……吉松小学校区	速證児童クラブ	円乗寺こども園
--------------	---------	---------

【開所時間】

平日	午後2時00分	～	午後6時00分
夏・冬・春休み及び土曜日等	午前8時00分	～	午後6時00分



4. 母子（父子）の福祉増進事業

（1）児童扶養手当【健康増進課】

【目的】

離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【支給要件】

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童）を監護している母（父）。監護し、かつ、これと生計を同じくする母（父）に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- ① 母（父）が婚姻を解消した児童
- ② 母（父）が死亡した児童
- ③ 母（父）が一定程度の重度の障害の状態にある児童
- ④ 母（父）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母（父）が1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 母（父）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 母（父）が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（①～⑧）に該当するか明らかではない児童

【支給額】

児 童 数	全 部 支 給	一 部 支 給
1 人 の 場 合	46,690 円	11,010 円から 46,680 円
第 2 子 加 算 額	11,030 円	5,520 円から 11,020 円
第 3 子 以 降 加 算 額	11,030 円	5,520 円から 11,020 円

※申請者や同居の扶養義務者の所得額に応じて、手当の一部又は全部が支給停止になる場合があります。

【支給制限】

手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 受給者、児童が公的年金（老齢年金を除く）を受給できるとき。
- ② 児童が、父に支給される公的年金の加算対象となっているとき。
- ③ 手当を受けようとする母が、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻状態にあるものがいるとき。

【支払い期日】

年6回（奇数月）にそれぞれ前月分までを支払います。

（２） 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【健康増進課】

【目的】

配偶者のいない者で２０歳未満の児童を扶養している者又はその扶養している児童等、寡婦及び４０歳以上の配偶者のない女子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行います。

【対象者】

- ① 母子父子家庭
- ② 父母のない児童又はこれに準ずる児童
- ③ 母子福祉団体

【種類】

事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転居・就学支度・結婚

【償還金の支払免除】

借受人が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなったと認められたときは、償還未済額の全部又は一部は免除されます。

（３） ひとり親家庭等日常生活支援事業【健康増進課】

【目的】

この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的としています。

【対象者】

対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。

- ① ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的事業の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等の激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- ② 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

【支援の種類及び内容】

支援の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- ① 生活援助の内容は、家事、介護その他の日寿生活の支援とする。
- ② 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附随する支援とする

(4) ひとり親家庭等医療費助成【健康増進課】

【目的】

ひとり親家族の父また母とその児童に対し、医療費の助成をすることによりその家庭の健康増進を図り、もって福祉の向上に資することを目的としています。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母とその児童で本町に住所を有し以下に該当しない者とします。

- ① 生活保護法による保護を受けている者
- ② 重度心身障害者医療費助成に該当する者
- ③ 所得制限があります。

【支給方法】

助成対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金に対して全額助成します。ただし、法令その他の制度により当該医療費に係る給付を受けた場合、その受けた額を減じて支払うものとします。

5. 介護保険事業

(1) 介護保険【長寿福祉課】

【目的】

介護保険は、介護や社会的支援が必要な人が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護保険サービスを行うことを目的としています。

【対象者】

65歳以上の方（第1号被保険者）

- ・日常生活を営むために支障があるため、介護が必要と認定された方

40歳から64歳の方（第2号被保険者）

- ・老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要と認定された方

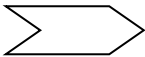
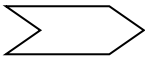
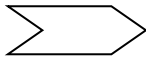
(特定疾病)

- ・末期がん ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靱帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ・脳血管疾患
- ・早老症 ・多系統萎縮症 ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脊柱管狭窄症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・慢性閉塞性肺疾患

(要介護認定の申請から結果まで)

本人・家族からの申請に基づき、訪問調査等（主治医意見書）を実施し、介護認定審査会による審査判定により7段階の要介護認定に区分されます。

(要介護認定)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
状態の重さ						
軽い				重い		

【給付の種類】

(在宅サービス)

訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修費支給など

(施設サービス)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設など

(地域密着型サービス)

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護など

※施設サービスを利用する際は、世帯の課税状況や預貯金等の金額に応じて食費・居住費の軽減があります。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援 1・要支援 2・事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問介護、通所介護のサービスを受けられます。

【費用負担】

1 割負担（一定以上所得者は 2 割または 3 割負担）

※世帯内で 1 か月のサービスにかかる利用者負担額（月額）が一定の上限を超えた場合は、所定の手続きにより「高額介護サービス費」が支給されます。ただし、世帯の所得状況に応じて、支給されない場合があります。

【介護保険料】

65 歳以上全員に対し、世帯の課税状況や所得に応じて、年額保険料を定め、年金からの天引き又は、窓口納付等により納めることになります。（年 6 回払い）

（２） 湧水町地域包括支援センター【長寿福祉課】

地域包括支援センターの主な事業は、介護予防支援事業及び包括支援事業です。

このうちの包括支援事業は、以下の４つの事業を地域において一体的に実施する役割を持ちます。

① 介護予防ケアマネジメント

介護予防などのケアプランの作成などを行います。

② 総合相談・支援事業

住民の多種多様な相談を幅広く受け付けて、横断的な支援を実施します。

③ 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

「地域ケア会議」などを通じた自立支援型ケアマネジメントの支援、ケアマネジャーへの日常的な個別指導や相談及び支援困難事例などへの指導や助言を行います。

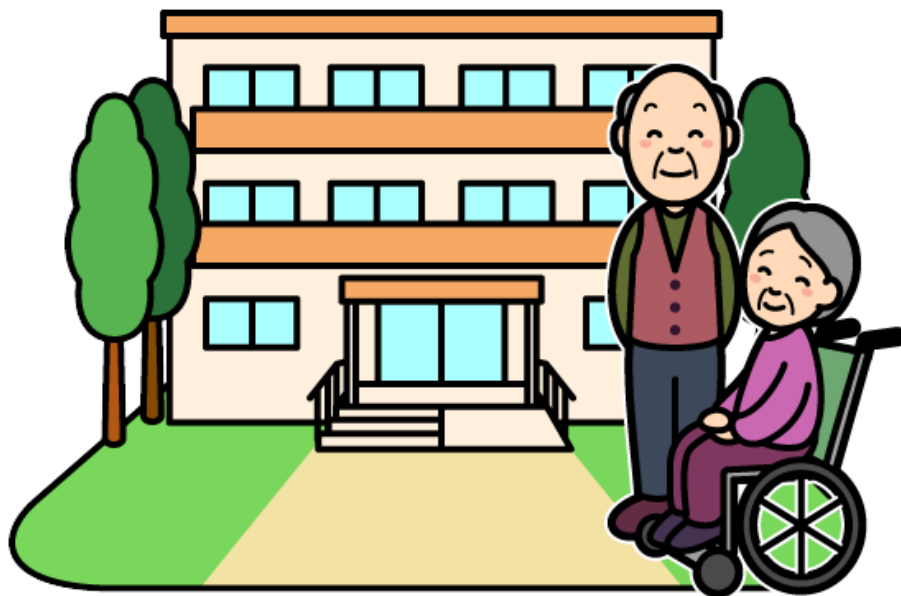
●在宅介護支援センター【長寿福祉課】

【事業内容】

湧水町地域包括支援センターの協力機関として位置付けを行います。

高齢者等からの相談に応じて必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整と地域での援助を総合的に行います。必要に応じて、地域包括支援センターにつなぐための相談窓口となります。

栗野地区	栗野在宅介護支援センター	（グリーン光芳内）	74-1111
吉松地区	吉松在宅介護支援センター	（つつはの園内）	75-4622



6. 社会福祉協議会

(1) 訪問入浴介護事業

【目的】

高齢や身体の障害等で要介護状態となり、自身での入浴が困難かつ家族の支援だけでは入浴を行えない方をサポートするサービスで、看護師 1 名と介護職員 2 名が移動入浴車で自宅を訪問し、安全で快適な入浴サービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るとともに、家族の負担軽減を図ることを目的としています。

【利用対象者】

町内に居住する介護保険該当者
※近隣市町村の場合は別途交通費が必要

【事業内容】

- ① 入浴、清拭、洗髪等により清潔の保持
- ② 血圧、脈拍及び体温等の測定による健康管理
- ③ 衣類着脱及び排泄等の日常生活の世話

【利用料】

1 回あたり 1 割負担 ※光熱水費及び材料費等については利用者の負担。

(2) 障害者（児）訪問入浴サービス事業（町受託事業）

【目的】

身体障害者の日常生活支援として入浴が困難な方に対し、居宅において訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

【利用対象者】

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級又は 2 級の肢体不自由に該当する者
- ② 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく訪問入浴介護等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく居宅介護等の他のサービスを利用して入浴することが困難な者
- ③ 18 歳以下の児童にあっては、重症心身障害児のサービスの支給決定を受けている又は医療的ケア区分が 2 以上の者
- ④ 入浴設備を有しない者又は保護者等の介助のみでは入浴することが困難な者
- ⑤ 町内に住所を有し、医師が入浴可能と認めた者

【事業内容】

- ① 入浴、清拭及び洗髪等
- ② 血圧、脈拍及び体温等の測定による健康管理
- ③ 健康相談、助言指導及びその他必要な措置

【利用料】

無料 ※光熱水費及び材料費等については利用者の負担。

（３） 障がい者ホームヘルプサービス事業（障がい者自立支援事業）

【目的】

１８歳以上の知的障害、精神障害、知的障害、身体障害者で障害区分を認定された方において安心して地域生活を送るために、自宅を訪問して家事や相談・助言等の生活全般にわたる支援を行います。

【利用対象者】

知的障害、精神障害、身体障害者

【事業内容】

対象者の自宅に訪問し、掃除、洗濯、炊事等を行います。

【利用料】

所得に応じて負担金が発生します。

（４） 一人金婚者の祝い

【目的】

伴侶を亡くされ、婚姻後５０年が経過した方に対し、永年の苦労をねぎらい、あわせて今後の長寿を願うことを目的としています。

【対象者】

伴侶を亡くし、結婚５０年を迎えられた方

【内容】

記念品及び記念写真贈呈

（５） おせち料理配付事業

【目的】

一人暮らし高齢者や寝たきりの方が、安心して年が越せるように見守り活動を兼ねて、おせち料理を配付します。

【対象者】

- ① ８０歳以上の一人暮らし高齢者（同じ自治会内に身寄りのない方）
- ② 寝たきり者（介添えが必要な方）
- ③ その他社会福祉協議会会長が特に必要と認める者

【事業内容】

１２月３１日に民生児童委員及び社会福祉協議会職員でおせち料理を配付し、年内最後の見守りを行います。

【利用料】

無料

(6) 洗濯乾燥消毒サービス事業

【目的】

在宅の寝たきり者・独居老人の寝具等の洗濯乾燥消毒サービスを提供することにより、健康的な日常生活に資します。

【対象者】

- ① 在宅寝たきり者（在宅で3か月以上寝たきりの方・重度身体障害者・児）
- ② 80歳以上の一人暮らし高齢者（同じ自治会内に身寄りのない方）
- ③ その他社会福祉協議会会長が特に必要と認める者

【事業内容】

業者と職員が対象者宅を訪問し、寝具及びこたつ布団等を預かり、洗濯乾燥後自宅に届けます。

【利用料】

無料

(7) 独居老人誕生日月訪問事業

【目的】

誕生日月に一人暮らしの高齢者宅を訪問し、生花の贈呈及び見守り活動を行います。

【対象者】

80歳以上の一人暮らし高齢者（同じ自治会に身寄りのない方）

【事業内容】

一人暮らしの高齢者に対し、誕生日月に生花を持って訪問します。

【利用料】

無料

(8) 車椅子貸与事業

【目的】

車椅子が必要な方に対し、一時的に車椅子を貸与する事で日常生活の一部を支援します。

【対象者】

町内居住者

【利用料】

無料

(9) 福祉サービス利用支援事業

【目的】

認知症高齢者，知的障害者，精神障害者のうち，判断能力に不安のある方に対し，自立した地域生活が送れるように福祉サービスの利用支援を行います。

【対象者】

認知症高齢者，知的障害者，精神障害者

【事業内容】

日常的な金銭管理，書類などの預かり等の支援を契約に基づいて行います。

【利用料】

1回あたり 1,200 円（生活保護受給者は無料）

(10) 成年後見センター事業（町受託事業）

【目的】

認知症，知的障害，精神障害等の理由で判断能力が不十分になり，自分だけで契約や財産の管理等をすることが難しい方が，今後も住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

【事業内容】

成年後見制度に関する相談に応じます。

【利用料】

無料

(11) ボランティア活動事業

【目的】

地域住民と協働し，福祉のまちづくりを進めるために，地域における活動者（ボランティア）を増やすと共に，活動しやすい環境づくりを進めます。

【事業内容】

- ① ボランティア相談の受付・紹介
- ② 児童・生徒のふれあいボランティアスタンプ事業の実施
- ③ 手話教室，保育ボランティア体験研修，施設ボランティア体験研修，夏・冬のボランティア体験活動等の実施
- ④ 講師の派遣紹介及び福祉体験用具の貸し出し
- ⑤ ボランティア連絡会の開催
- ⑥ ボランティアの集い開催
- ⑦ 災害ボランティアセンターの設置及び運営

(12) 住民参加型生活サポート事業「わくわくサービス」

【目的】

住み慣れた地域社会の中で、住民が安心して生活を送るために誰もが福祉や育児の現状に関心を持ち、積極的な住民参加協力のもとに福祉の増進活動及び相互扶助の促進を図ることを目的としています。

【対象者】

高齢者や障害者等で日常生活が困難な方及び子育て中の世帯

【事業内容】

高齢者や障害者で掃除・買い物・ゴミ出し等の日常生活上での困りごとを抱えた方に対して支援を行います。

※支援を必要とする方（依頼会員）、支援をする方（協力会員）に登録して頂き、社協ボランティアセンターでマッチングします。

【利用料】

基本活動時間（午前8時～午後7時）

30分 300円

ゴミ出し 1回／100円

※町より半額助成あり

(13) 子育て援助活動支援事業「ファミリー・サポート・センター事業」

【目的】

育児の援助を受けたい方と行いたい方が住み慣れた地域の中で、助け合いながら子育てをする会員組織による有償ボランティア活動により、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、預かりやひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

【対象者】

子育て中の世帯

【事業内容】

支援を必要とする方（依頼会員）、支援をする方（提供会員）に登録して頂き、社協のファミリー・サポート・センターでマッチングし、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行います。

【利用料】

基本活動時間（午前8時～午後7時）

30分 300円

※町より半額助成あり

(14) 地域福祉ネットワーク・アドバイザー事業

【目的】

援助を必要とする高齢者や体が不自由な方等に対し、地域住民の方々（アドバイザー）の協力による見守り体制の整備を目的としています。

【対象者】

見守りが必要とされる高齢者や体の不自由な方

【事業内容】

各地区で見守りが必要な方に対し、アドバイザーを配置し地域で見守り活動を行います。

(15) ふれあい・いきいきサロン

【目的】

1日のほとんどを家の中で過ごしがちな高齢者が、自宅から歩いて行ける場所に集まり、近所の人たちがそこにお手伝いとして参加する近隣活動であり、無理なく、楽しく、時間を過ごす介護予防を目的としています。

【対象者】

高齢者・地域住民

【事業内容】

近くの公民館など、参加者が通いやすい場所で、それぞれ地域にあった方法で、地域のボランティアを中心に、お茶を飲んだり、レクリエーション、歌、踊りなどして過ごします。

【利用料】

必要に応じた経費

(16) ふれあい・子育てサロン

【目的】

地域を拠点に、子育て当事者及びボランティアなどの地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみ、仲間づくりを行うことを目的としています。

【対象者】

子育て中の親、祖父祖母、これから親になる方

【事業内容】

参加者の希望内容を取り入れながら活動します。

（例） ベビーマッサージ、読み聞かせ、フラワーアレンジメントなど

【利用料】

必要に応じた経費

(17) 一人暮らし高齢者等緊急連絡カードの作成・配布

【事業内容】

65歳以上の一人暮らしの高齢者（希望者）に対し、民生委員の方の協力を得てカードを作成します。

(18) 高齢者のための外出用連絡カードの作成・配布

【事業内容】

65歳以上の高齢者（希望者）に対し外出時の緊急連絡等のためカードを作成します。

(19) 民生援護事業

生活福祉資金

福祉金庫

(20) 高齢者訪問給食サービス事業受託運営（町委託事業）

【目的】

食事の調理準備などが困難な方を対象に、昼食及び夕食を配食し見守り活動を行うことを目的としています。

【対象者】

一人暮らし若しくは夫婦暮らしなどで身体が虚弱な概ね65歳以上の高齢者及び重度身体障害者

【事業内容】

平成24年度より、毎日型給食サービスを実施し、対象者の希望する回数だけ配食します。（年末年始12月29日から1月3日までを除く。）

【利用料】

一食あたり 500 円

(21) 生活支援型ホームヘルプサービス事業（町受託事業）

【目的】

家事支援等のサービスを提供し、日常生活の支援を目的としています。

【対象者】

介護保険対象外の要援護者

【事業内容】

買い物、料理、掃除などの家事支援等のサービス

【利用料】

1時間あたり 200 円（30分増すごとに 100 円）

(22) 生活困窮者自立相談支援事業

【目的】

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。

【対象者】

町内居住者

【事業内容】

生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくり

【利用料】

無料

(23) 子どもの学習・生活支援事業

【目的】

学習塾のような学力向上は目的とせず、基本的な生活習慣の確立に重点を置いており、家庭、学校に次ぐ、子どもたちにとっての第三の居場所を目的としています。

【対象者】

町内に住む小・中学生

【事業内容】

自習形式で宿題に取り組む他、レクリエーション等を実施。

栗野地区…日時：月一回土曜日（午前9時から正午）

場所：いきいきセンターくりの郷

吉松地区…日時：月～金曜日（午後3時から午後5時）

※学校の終了時間次第では早めに開所します。

場所：よしまつふれあいの家

【利用料】

無料



7. 関連施設

(1) 湧水町子育て支援センター【健康増進課】

【目 的】

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動を行います。

- ① 子育て支援センター「ぽかぽか」（栗野地域）米永 433 番地 1（栗野中央公民館内）
TEL 74-5014

【体制等】

心光福祉会（心光保育園）へ運営委託，保育士 3 名
開放日：月～金

【事業内容】

- ㊦ 育児不安等についての相談指導
- ㊦ 子育てサークル等の育成・支援
- ㊦ 特別保育事業等の積極的实施・普及促進
- ㊦ 地域の保育資源の情報提供

- ② 子育て支援センター「すくすく」（吉松地域）川西 920 番地 12
TEL 75-4533

【体制等】

開放日：月～金（月曜は子育て相談日）

【事業内容】

- ㊦ 育児不安等についての相談指導
- ㊦ 子育てサークル等の育成・支援
- ㊦ 特別保育事業等の積極的实施・普及促進
- ㊦ 地域の保育資源の情報提供

福祉施設及び福祉団体一覧表

施設

施 設 名	管理者 等	住 所	電 話
いきいきセンターくりの郷	湧 水 町	湧水町米永 411 番地 1	74-1811
社会福祉協議会（本所）	社会福祉協議会	湧水町川西 3079 番地 2	75-2200
シルバーケアセンター	社会福祉協議会	湧水町川西 3079 番地 2	75-2200
よしまつふれあいの家	社会福祉協議会	湧水町中津川 447 番地 4	75-2811
心光保育園	（社）心光福祉会	湧水町木場 705 番地 2	74-2034
二ツ葉認定こども園	（社）湧水美空福祉会	湧水町北方 805 番地	74-2052
かがやき保育園	（社）同朋福祉会	湧水町幸田 1770 番地 1	74-2292
円乗寺こども園	（社）速證福祉会	湧水町川西 800 番地 1	75-2040
こども家庭センター	湧 水 町	湧水町木場 222 番地	74-3222
地域包括支援センター	湧 水 町	湧水町木場 222 番地	74-3111
子育て支援センターぽかぽか	湧 水 町	湧水町米永 433 番地 1	74-5014
栗野在宅介護支援センター	グリーン光芳	湧水町木場 2387 番地	74-1111
吉松在宅介護支援センター	つつはの園	湧水町般若寺 358 番地	75-2002
子育て支援センターすくすく	湧 水 町	湧水町川西 920 番地 12	75-4533
発達支援センターみのり	湧 水 町	湧水町木場 1396 番地	74-5177
発達支援センターたんぽぽ	伊 佐 市	伊佐市大口上町 46 番地 1	0995-22-5566
特別養護老人ホームグリーン光芳	（社）智光会	湧水町米永 2387 番地	74-1111
特別養護老人ホームつつはの園	（社）昭芳会	湧水町般若寺 358 番地	75-4622
養護老人ホーム横川長安寮	（社）豊生会	霧島市横川町中ノ 4752 番地 3	72-0146
養護老人ホーム日当山春光園		霧島市隼人町松永 1149 番地 1	42-0001
養護（盲）老人ホーム啓明園	（社）啓明会	伊佐市菱刈町徳辺 2202 番地 1	26-0300
養護老人ホーム国分舞鶴園	（社）政典会	霧島市国分重久 269 番地 3	46-2205
養護老人ホーム敬寿園	（社）隼仁会	伊佐市大口山野 4488 番地	23-0211
ワークショップゆうすい	（社）真奉会	湧水町北方 808 番地 1	74-2222
スマイルキッズステーション パレット きらきら	（株）スマイル ライフケア	湧水町木場 956 番地 6	54-1725
Kids House 陽のひかり	（合）LiveNatural	湧水町中津川 819 番地 3	75-2888

団体名

団 体 名
湧水町社会福祉協議会
湧水町老人クラブ連合会
湧水町民生委員児童委員協議会
湧水町身体障害者福祉協議会
湧水町手をつなぐ育成会
湧水町母子寡婦福祉協議会
湧水町保育園連絡協議会
湧水町保護司会
湧水町遺族会